

多古町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

多古町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものである。教育職員の業務量を把握し、負担を適正化することで心身の健康を守り、安心して働ける職場環境を整えることを目的とする。学校における働き方改革を推進し、業務の精選や支援体制の充実を図ることで、教育職員としてのやりがいを感じられる環境や教育職員が教育職員でなければならない業務に専念できる環境を確保する。組織的な取組と継続的な改善を通じ、教育職員が専門性を発揮し、子どもたちにより良い教育を提供できる持続可能な学校運営を実現する。

(2) 対象

本計画は、多古町教育委員会が服務監督を行う学校の職員の内、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。

(3) 本町の現状

- 本町では、県の「教育職員の総労働時間の短縮に関する指針」や「学校における働き方改革推進プラン」に準拠し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況については以下のとおりであった。

【時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間超の割合	月80時間超の割合
令和5年度	月46.9時間	53%	9%
令和6年度	月43.6時間	47%	4%

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が令和5年度53%、令和6年度47%と高い状況が続いている。年度始めや学期末事務処理などの業務の負担が大きくなっており、行事实施計画改善のためのPDCAサイクルの構築や校務支援システムの利活用率向上を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- ・ 1 年間における 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数

	多 古 町
令和 5 年度	1 6 . 2 日
令和 6 年度	1 6 . 5 日
目 標	1 8 . 0 日

※例年 4 月に実施する「教職員の年次休暇等の取得状況調査」の回答で、取得総時間÷職員数（ともに小・中を合算する）で算出する。

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合

	多 古 町	組合（実施者）全体
令和 5 年度	9 . 4 %	1 1 . 1 %
令和 6 年度	1 1 . 0 %	1 1 . 4 %
目 標	7 . 0 %	—

- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。そのため、在校等時間の削減や年次休暇の取得を強いることが無いよう留意する。

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 1 2 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。学校運営協議会や地域学校協働活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察や青少年健全育成パイロット事業連絡協議会が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 町内全ての学校で学校徴収金システムを導入し、教育職員の集金業務に係る時間を削減する。
- ・ 給食費実質無償化の継続により、学校での集金業務が生じない体制を維持する。

エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・ 教育委員会の地域学校協働本部統括コーディネーターが連絡調整等を担うこととする。

オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・ 苦情等を含む相談は教育委員会も窓口になることを学校や保護者に周知するとともに、必要に応じて学校にスクールロイヤー等の専門家の活用を助言することにより、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・ 共有フォルダやオンラインで回答できるシステム等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）
 - ・ 町内全ての学校でデジタル連絡アプリを導入し、広報資料をペーパーレスで配信できる体制を整備する。また、教育委員会が保護者に直接配信することで学校での作業を削減する。

- ウ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ ICT機器に係る保守や相談等について、ICTアドバイザーを継続配置する。

- エ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・ 一部学校の水泳指導を町民プールで行う等、施設の管理業務について、教育委員会と分担する。
 - ・ プール清掃については、外部に委託したり、地域の消防団に協力を依頼したりする。

- オ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑩関係）

- ・ 教室や運動場等の見守りを強化するため、教育支援員を配置する。

- カ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・ 運動場の除草作業（植栽管理含む）や窓掃除については外部に委託し、日常的な清掃の合理化を推進する。

- キ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・ 令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動練習を行わないこととする。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ア 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ 授業準備や採点作業等を補助する教育支援員を全校に配置する。
 - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
 - ・ 図書室に係る業務を補助し、読書の充実を図るため、町内全ての学校に司書を配置する。

- イ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・ 学校健診の校医との日程調整については、教育委員会が行う。
 - ・ 学校健診の器具の消毒については、外部に委託する。

- ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・ 支援が必要な児童生徒への支援を補助するため、教育支援員を配置する。
 - ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指

導関係の校内会議への参加目標を20%とし、専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・ 医療的ケア看護職員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣について、実態を把握し必要に応じて配置を検討する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の目的が形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、学校教育活動の工夫改善を図る。

ウ 全校に整備している留守番電話機能や電話の録音機能について、活用状況を把握するとともに、必要な助言を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

ウ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

オ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう促進する。

カ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ア 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- イ 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ウ 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- エ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- オ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- カ 保護者、地域住民の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治団体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。